

# 2020年10月会計処理の見直し案

---

## 提案1 会費・寄付金の資金移動の見直し（別添「見直し案のイメージ図」ご参照。）

（現行）会費・寄付金について、全国榆庭会は、三菱UFJファクターの口座振替による振込金（全国榆庭会名義ゆうちょ口座に入金）および、全国榆庭会名義ゆうちょ振替口座・総合口座への振込金を全額、地区榆庭会に、送金。その後、地区榆庭会は、榆庭会/年会費および寄付金を全国榆庭会に再送金。

（変更後）上記振込金について、全国榆庭会は、地区榆庭会に、全額ではなく地区榆庭会/年会費のみ送金。なお、現金納付されたものは、3月末までに地区榆庭会から全国榆庭会に振込のあったものを、当該年度の会費・寄付金とする。全国榆庭会は、4月中旬を目途に地区榆庭会に地区榆庭会/年会費を送金する。

### 【変更理由】

- ・全国榆庭会は、1996年に、4地区榆庭会の上部団体としてスタート。会員からの会費・寄付金の集金は、すべて地区榆庭会が担った。
- ・2006年関東榆庭会がはじめた口座振替制度は、2008年以降各地区榆庭会に拡大。2015年には、全国榆庭会がゆうちょ振替口座を開設。段階的に、集金活動の全国榆庭会への集約化が図られてきた。
- ・集約化の途上では、全国榆庭会が集金した会費・寄付金は一旦地区榆庭会に送金し、地区榆庭会はみずから集金したものとまとめた上で全国榆庭会に再送金するという方法は、合理性を持ちえた。
- ・現在、口座振替制度と全国榆庭会のゆうちょ振替口座制度が定着し、会費・寄付金の集金は、ほぼ100%全国榆庭会に集約化されている。
- ・集約後は、全国榆庭会が集金した会費・寄付金を全額、地区榆庭会に送金し、地区榆庭会が再送金する方法は、合理性を欠くものとなった。
- ・送金・再送金の手続きは、会計担当者の負担となる一方、手続きに日数を要し（2020年の例でみると、最終2020年6月。）、学生への寄付金交付が遅延するという弊害が生じている。

### 【変更によるメリット】

- ・（資金繰りの大幅改善）全国榆庭会/年会費と寄付金が、3月末時点で未収入ではなくなるため、金額確定次第、学生への交付が可能となる。変更前の方法では、金額が確定して

も、預金は地区楡庭会の預金口座にあるため、支出（予算執行）ができなかったが、変更後は、全国楡庭会の預金口座に預金があるので、すぐに支出（予算執行）できる状態になる。

・（会計担当者の負担軽減）会計担当者にとって、1回の送金だけで済む。また、全国楡庭会から地区楡庭会に、地区楡庭会/年会費を送金する時期を、3月末に金額が確定した後の「4月中旬を目途」とすることにより、金額確定作業が一度で済む。（現行では、3月中旬に暫定確定の上、地区楡庭会に送金。4月中旬に再度確定して修正している。）

・なお、この方法は、全国楡庭会と地区楡庭会の資金のやりとりを前提にして、その収支戻だけで清算する方法であり、楡庭会の規約に触れるものではないと考える。もし、規約になんらかの明文化が必要と判断される場合には、変更後の方法を実際に実施し問題がないことを確認したのちに明文化することが望ましい。

#### 【変更によるデメリット】

・地区楡庭会では、3月末時点で地区楡庭会/年会費が未収入となるが、4月中旬を目途に解消される。

提案2 ①会費・寄付金の口座振替手数料・振込手数料を全額、全国楡庭会負担とする。

②全国楡庭会の年会費割合を、負担増見合い分（200円）増額とする。

（現行）会費・寄付金の口座振替手数料・ゆうちょ振替口座手数料の負担は、全国楡庭会と地区楡庭会双方の分担とする。

・（口座振替制度。ワイドネット）基本料（5,000円）、振込手数料（700円）、消費税を、全国楡庭会が負担。1件当たり回収単価（160円）を地区楡庭会が負担。

・（ゆうちょ振替口座制度）窓口扱い（203円）、ATM扱い（152円）を地区楡庭会が全額負担。

・2019年度実績。手数料総額54,703円。うち全国楡庭会負担14,822円、地区楡庭会負担39,881円。

・現行年会費割合＝全国：地区＝1,200円：800円

（変更後）①上記手数料について、全額、全国楡庭会の負担とする。

②全国楡庭会の年会費割合を、1件あたり負担増見合い分（200円）増額とする。

・変更後年会費割合＝全国：地区＝1,400円：600円

#### 【変更理由】

・全国楡庭会が、地区楡庭会に、地区楡庭会/年会費を送金する際、会員毎に口座振替か、ゆうちょ振替か、ゆうちょ振替の場合、窓口かATMかを判別し、手数料を個々に算出し減額している。この算出を不要とすることにより、処理のシンプル化を図る。

・ 楡庭会/年会費は、全国楡庭会がほぼ 100% 集金している。現在の運営実態に合わせ、その手数料は全国楡庭会の運営費として位置づけ、その費用分を年会費割合に反映させる。

・ 全国楡庭会の運営費は、1999 年以來一貫して収支が赤字となっており、2007 年「D コート整備基金 300 千円の繰入」、2014 年「90 年史残金 383 千円の繰入」等により対応してきた。2016 年の年会費割合変更後（全国：地区＝1,000 円：1,000 円→1,200 円：800 円）は、収支が改善しているものの、今回の負担増は吸収できないため、年会費割合を変更する。（別添「全国楡庭会運営費収支の推移」ご参照。）

#### 【変更によるメリット】

・（処理のシンプル化）全国楡庭会から地区楡庭会への送金額は、シンプルに人数×@600 円となる。

・（担当者の負担軽減）口座振替担当、全国楡庭会の会計担当、地区楡庭会の会計担当、監事の四者の手数料計算・チェック負担が無くなる。

#### 【変更によるデメリット】

・ 1 件あたり負担見合い分（200 円）を全国楡庭会/年会費に増額調整することにより、全国楡庭会および地区楡庭会の各々の実質的負担は、変更前とほぼ近いものとなる。したがって、特にデメリットはないものとする。

以上。